

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

(4) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、個別法による原価法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する退職共済制度

(2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)は省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 法人本部拠点区分

② 多機能型事業所飛翔食房拠点区分

ア 就労移行支援サービス区分

イ 就労継続支援A型サービス区分

ウ 就労継続支援B型サービス区分

③ 多機能型事業所訓練はばたけ拠点区分

- ア 自立訓練(生活訓練)サービス区分
- イ 生活介護サービス区分
- ④ 共同生活事業はばたけ寮拠点区分
 - ア 共同生活援助サービス区分
- ⑤ 地域活動支援センター翔拠点区分
 - ア 地域活動支援センターサービス区分
 - イ 特定相談支援事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	35,379,211	0	0	35,379,211
建物	42,414,962	0	3,692,590	38,722,372
合 計	77,794,173	0	3,692,590	74,101,583

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 国庫補助金等特別積立金の取崩

国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額の取崩 2,924,222円

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	149,837,265	111,114,893	38,722,372
建物	42,270,375	18,188,323	24,082,052
構築物	5,416,524	1,504,362	3,912,162
機械及び装置	12,845,856	10,262,251	2,583,605
車輛運搬具	16,170,050	9,337,757	6,832,293
器具及び備品	57,077,508	54,407,134	2,670,374
合 計	283,617,578	204,814,720	78,802,858

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	31,931,021	0	31,931,021
合 計	31,931,021	0	31,931,021

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
該当なし											

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし